

ヒグマによる事故を防ぐために

4月6日から5月6日は、春の「ヒグマ注意特別月間」です

北海道には、ヒグマが広く分布・生息しています。人身被害を防ぐため、ヒグマとの遭遇に注意しましょう。

特に野山に入る際には、常にヒグマと遭遇するものとして行動することが求められます。春には、山菜採りなどレジャーのため、野山へ出かけることが多くなりますが、ヒグマによる人身事故を未然に防ぐため、次のことに注意しましょう。

○ヒグマに遭遇しないために…

●野山に入る前に

- 役場や土地管理者などに、事前にヒグマの出没情報を確認しましょう。
- ヒグマの出没情報・その看板がある場所への立ち入りはやめましょう。
- 犬を連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあり危険です。

●ヒグマに出会わない工夫を

- 鈴などの鳴り物を携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹くなどの工夫をしましょう。特に早朝や夕方、濃霧時や降雨時は注意しましょう。

●野山での飲食の際に

- 臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合があります、控えましょう。
- 野山にゴミを捨てたり埋めたりせず、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

○ヒグマに遭遇したら…

★まず落ち着く

慌てず、落ち着いて状況判断をしましょう。特に、走って逃げると追いかけてくることがあるので危険です。

★ヒグマを刺激しない

ヒグマが気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退しましょう。

○産業課林務係 ☎ 52 - 2178

広報みなみふらの

お知らせ版

2014.4.1

No.302

新規就農者・農業後継者を応援します！

町では新規就農者並びに農業後継者の育成対策として補助制度があります。ぜひご利用ください。

補助金等名	補助等の基準・期間	補助事業者
営農指導助成金	①新規就農希望者 日額 3,000 円、8 か月以内	受入れ農家
	②新規就農予定者 日額 4,000 円、就農計画に基づく研修期間内で 2 年以内	
家賃助成金	①②とも、労災保険料は別途支給 居住期間が 1 か月以上、かつ、家賃が 1 万円以上 家賃の 1/2 以内、月額 2 万円を限度、最長 3 年間	新規就農希望者 新規就農予定者
農地取得補助金	経営開始時に係る農地取得価格の 25% 以内、100 万円限度	新規就農者 独立就農者
農地賃貸借補助金	年間賃貸料の 1/2 以内、50 万円限度、経営開始時から最長 5 年間	
固定資産税補助金	固定資産税相当額、賦課年から 3 年間	
就農奨励金	就農時から 2 年間、年額 120 万円 平成 26 年 4 月 1 日以降に就農した者に交付	
農業後継者育成奨学金	将来農業経営者になることを志し、高等学校、専修学校、他短期大学 または大学へ進学する方に月額 5 万円を最長 4 年間支給 引き続き富良野緑峰高校農業特別専攻科に進学する場合、月額 2 万 5 千円を 2 年間支給 上記学校等の奨学金を受けずに専攻科に進学する場合、月額 5 万円を 2 年間支給	新規就農者 農業後継者

●問い合わせ先：産業課農政係 ☎ 52 - 2178